

○かんきつテラス徳島内勝浦町借受施設の設置及び管理に関する条例

令和3年3月1日条例第1号

改正

令和4年3月29日条例第5号

かんきつテラス徳島内勝浦町借受施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、かんきつテラス徳島内勝浦町借受施設（以下「町借受施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 温州みかん等を活用した新たな商品づくりの支援による6次産業化の推進、高度な情報通信技術を整えたコワーキングスペースの活用による修学環境の提供及びサテライトオフィスの誘致・連携による新たな雇用の創出をもって地域活力を向上し、住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第3条 町借受施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

施設名称	位置
オレンジファクトリー	勝浦町大字沼江字中筋11番地12
オレンジバックヤード	
オフィスかつうら1	
オフィスかつうら2	

(業務)

第4条 町借受施設は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 農林業の経営、生活改善についての知識及び技術を習得するための共同学習、共同実習に関すること。
- (2) 地域農産物を利用しての農産加工に関すること。
- (3) 地域産業の活性化及び新たな産業の創出を図るための施設の提供に関すること。
- (4) 産業に関する情報の提供に関すること。
- (5) その他、公共利用に供すること。

(管理)

第5条 町借受施設の管理は、町長が行う。ただし、この施設の管理について必要と認めるときは、勝浦町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第8号）に規定する指定管理者に管理を行わせることができる。

2 前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用の許可）

第6条 町借受施設を利用しようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、利用者に対して必要な設備をさせ、又は制限することができる。

3 利用者は、利用が終わったときは原状に復し、器具を整理して町長に引き渡さなければならない。

（利用の不許可等）

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合の利用については制限し、又は許可しないこと及び許可を取り消すことができる。

（1） 公益を害するおそれがあるとき。

（2） 施設又は附属設備を破損するおそれがあるとき。

（3） 他の利用者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

（4） 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

（5） その他不相当と認めるとき。

（損害賠償）

第8条 利用者は、町借受施設の利用に当たってその施設等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が損害を賠償させることが適当でないときは、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

（使用料）

第9条 徴収する使用料は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 使用料は、利用許可書を交付する際、納付させるものとする。

3 既納の使用料は還付しない。ただし、利用者の責に帰する理由がないと町長が認めた場合は、この限りでない。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除する。

（1） 町（町が設置する附属機関等を含む。）が主催し、又は共催するとき。

- (2) 町の委託事業等に基づく主催事業で利用するとき。
- (3) 町が支援している農業関係団体が利用するとき。
- (4) その他町長が必要と認めたとき。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第9条の規定は、令和3年4月1日以降の利用から適用する。

附 則 (令和4年3月29日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第9条の規定は、令和4年4月1日以降の利用から適用する。

別表第1 (第9条関係)

施設名称	単位	施設使用料 (円)
オレンジファクトリー (オレンジバックヤードを含む)	半日 (9:00~13:00若しくは13:00~17:00)	1,000
オフィスかつうら1 (コワーキングスペース)	1時間	200
	1時間 (貸切)	1,000
	半日	600
	1日	1,000
	1か月	15,000
オフィスかつうら2 (サテライトオフィス)	1か月	45,000

別表第2 (第9条関係)

施設割増使用料

<p>1 オレンジファクトリーを町民以外の者が使用するとき、基本使用料の50パーセント増とする。</p> <p>2 オレンジファクトリー内に常備しているジャム瓶・スパウトパウチ・レトルトパウチを利用する場合、実費を加算するものとし、10円未満の端数を生じる場合は切上げとする。</p>
